

# 2019年4月1日以降に 東京圏から旭川に移住された方へ

世帯 100 万円、単身 60 万円 ※起業の場合最大 300 万円

## 移住支援金の申請をご検討

### される方はご相談ください。

※予算額に達ししだい受付を終了させていただきます。

移住支援金の申請を予定されている方は、  
転入後速やかにご連絡ください。



### 移住支援金の対象

次の①②いずれも該当する方が対象となります。

- ① 次のいずれかの方
  - ・直近5年以上東京23区の在住者
  - ・直近5年以上、東京圏※1(条件不利地域※2を除く)に在住し、かつ、東京23区に通勤※3していた方
- ② 北海道が運営(8月頃開始予定)する、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人  
新規就業した方又は北海道の事業による起業支援金の交付決定を受けた方

※1 東京圏

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※2 条件不利地域

HPでご案内しております。不明な場合はお問い合わせ下さい。

※3 通勤

雇用者としての通勤にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。

### ▶ 移住支援金の内容は以下のホームページでご案内しております。

●北海道 経済部労働政策局雇用労政課

●内閣府 地方創生推進事務局

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/>

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/>

[ui-turn/H31wakuwaku.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/ui-turn/H31wakuwaku.htm)

[shienkin\\_index.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/shienkin_index.html)



移住支援金に関するお問合せ先・連絡先はこちら ▶ 旭川市地域振興部地域振興課

旭川市6条通10丁目(第3庁舎3階)  
電話番号 0166-25-5316